

合同ヒアリング  
提出資料

厚生労働省

平成30年9月28日

## ご質問に対する回答について

平成 30 年 9 月 27 日付けでいただいた質問事項について、以下のとおり回答いたします。

- 1 一昨年度と昨年度など過去 4 年の裁量労働制による労災申請、労災認定の件数について資料を配布して説明して下さい。

資料は、別紙のとおり。

- 2 今回も過去 4 年で裁量労働制で労災が 3 人、うち 1 人は過労自殺した企業の事案が明らかになった。裁量労働制の拡大の議論はやめ、逆に、過労死や長時間労働を防止するため、裁量労働制の規制強化や縮小の議論を厚労省はすべきではないか。

裁量労働制については、過労死等の労災補償状況を踏まえるとともに、実態を正確に把握するための調査を行った上で、制度のあり方についての検討を行うこととしている。

- 3 今回の事案に対する厚労省の見解をお聞かせください。

個別の事案の労災請求・支給決定については、個人情報保護の観点から、コメントを差し控える。

なお、一般的に、過労死等として労災請求がなされた場合には、迅速・適正な労災認定に努めているところ。

- 4 今回の事案のみならず、昨年度の裁量労働制による過労死が 7 人と、一昨年度のゼロから急増していることを重く受け止め、将来的に裁量労働制の拡大を目指すという厚労省の方針は撤回すべきではないか。

裁量労働制については、過労死等の労災補償状況を踏まえるとともに、実態を正確に把握するための調査を行った上で、制度のあり方についての検討を行うこととしている。

- 5 裁量労働制で過労死や長時間労働が増えている、という実態の調査を厚労省は今後、どのようにするのか。

裁量労働制に係る過労死等の労災補償状況について、今後も公表していくとともに、現在、裁量労働制の実態を正確に把握するための調査手法について、専門家による検討を進めている。

- 6 今回の事案を受けて、裁量労働制による労災や過労死の再発防止策を厚労省はどのように講じるのか

これまでも、裁量労働制の適正な運用が行われるよう、労働基準監督署においては、裁量労働制の不適正な運用等の情報があった場合を含め、各種情報から法違反が疑われる事業場に対して監督指導を行っているところである。

- 7 通常国会での働き方法案審議の中で、『裁量労働制で過労死が増える』という野党からの批判に対して、安倍総理は『裁量労働制は、自分の裁量で働ける自由な働き方だ』と繰り返し反論したが、虚偽答弁ではないか。

裁量労働制は、業務の遂行の手段や時間配分等を自ら決めることができる方を対象とする制度である。

- 8 今回の働き方法案に裁量労働制の拡大を盛り込んだことは間違いだったと反省しているか。あるいは、今でも裁量労働制の拡大を法案に盛り込んだ判断は、間違っていなかったと考えているのか。

法律案要綱に盛り込まれていた裁量労働制の改正案については、労働政策審議会における審議・答申を経たものである。

脳・心臓疾患及び精神障害のうち「裁量労働制」対象者に係る決定及び支給決定件数  
(平成26年度～平成29年度)

区 分		年 度			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
脳・心臓疾患	決定件数	9 ( 2 )	7 ( 5 )	3 ( 1 )	6 ( 3 )
	専門業務型	8 ( 2 )	7 ( 5 )	3 ( 1 )	6 ( 3 )
	企画業務型	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
	うち支給決定件数	8 ( 1 )	3 ( 3 )	1 ( 0 )	4 ( 2 )
	[認定率]	[88.9%] (50.0%)	[42.9%] (60.0%)	[33.3%] (0.0%)	[66.7%] (66.7%)
	専門業務型	7 ( 1 )	3 ( 3 )	1 ( 0 )	4 ( 2 )
	企画業務型	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
精神障害	決定件数	8 ( 1 )	10 ( 3 )	2 ( 0 )	19 ( 9 )
	専門業務型	7 ( 1 )	8 ( 3 )	1 ( 0 )	15 ( 6 )
	企画業務型	1 ( 0 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	4 ( 3 )
	うち支給決定件数	7 ( 1 )	8 ( 2 )	1 ( 0 )	10 ( 5 )
	[認定率]	[87.5%] (100.0%)	[80.0%] (66.7%)	[50.0%] ( - %)	[52.6%] (55.6%)
	専門業務型	6 ( 1 )	7 ( 2 )	1 ( 0 )	8 ( 3 )
	企画業務型	1 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 2 )

- 注1 平成26～28年度は裁量労働制として法定要件を満たしていた事案を集計している。平成29年度分は、裁量労働制として働いていたが法定要件を満たしていない事案も含めて集計している。
- 2 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
- 3 ( )内は脳・心臓疾患については死亡の件数、精神障害については自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

【出典：平成29年度「過労死等の労災補償状況】